

平成十八年法律第四十八号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第四条)

第二節 法人の名称(第五条―第八条)

第三節 商法の規定の不適用(第九条)

第二章 一般社団法人

第一節 設立

第一款 定款の作成(第十条―第十四条)

第二款 設立時役員等の選任及び解任(第十五条―第十九条)

第三款 設立時理事等による調査(第二十条)

第四款 設立時代理事の選定等(第二十一条)

第五款 一般社団法人の成立(第二十二條)

第六款 設立時社員等の責任(第二十三条―第二十六条)

第二節 社員

第一款 総則(第二十七条―第三十条)

第二款 社員名簿等(第三十一条―第三十四条)

第三節 機関

第一款 社員総会(第三十五条―第五十九条)

第二款 社員総会以外の機関の設置(第六十条―第六十二条)

第三款 役員等の選任及び解任(第六十三條―第六十五条)

第四款 理事(第六十六条―第八十九条)

第五款 理事会(第九十条―第九十八条)

第六款 監事(第九十九条―第一百零六条)

第七款 会計監査人(第一百七七条―第一百八十条)

第八款 役員等の損害賠償責任(第一百八十一条―第一百八十八条)

第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約(第一百八十八条の二―第一百八十九条の三)

第四節 計算

第一款 会計の原則(第一百九十九条)

第二款 会計帳簿(第二百二十条―第二百二十二条)

第三款 計算書類等(第二百二十三条―第二百三十条)

第四款 基金を引き受ける者の募集(第三十一条―第四十条)

第五款 基金の返還(第四十一条―第四十五条)

第六款 定款の変更(第四十六条)

第七款 事業の譲渡(第四十七条)

第八款 解散(第四十八条―第五十一条)

第九款 一般財団法人

第一節 設立

第一款 定款の作成(第五十二条―第五十六条)

第二款 財産の抛出(第五十七条―第五十八条)

第三款 設立時評議員等の選任(第五十九条―第六十条)

第四款 設立時理事等による調査(第六十一条)

第五款 設立時代理事の選定等(第六十二条)

第六款 一般財団法人の成立(第六十三条―第六十五条)

第七款 設立者等の責任(第六十六条―第六十九条)

第八款 機関

第一款 機関の設置(第七十条・第七十一条)

第二款 評議員等の選任及び解任(第七十二条―第七十七条)

第三款 評議員及び評議員会(第七十八条―第九十六条)

第四款 理事、理事会、監事及び会計監査人(第九十七条)

第五款 役員等の損害賠償責任(第九十八条)

第六款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約(第九十八条の二)

第七款 計算(第九十九条)

第八款 定款の変更(第一百条)

第九款 事業の譲渡(第一百一条)

第十款 解散(第一百二十二条―第一百五十五条)

第十一款 清算

第一節 清算の開始(第一百六十六条・第一百七十条)

第二節 清算法人の機関

第一款 清算法人における機関の設置(第一百七十一条)

第二款 清算人の就任及び解任並びに監事の退任等(第一百七十二条―第一百七十五条)

第三款 清算人の職務等(第一百七十六条―第一百七十九条)

第四款 清算人会(第一百八十条―第一百八十三条)

第五款 理事等に関する規定の適用(第一百八十四条)

第六款 財産目録等(第一百八十五条―第一百八十八条)

第七款 債務の弁済等(第一百八十九条―第一百九十二条)

第八款 残余財産の帰属(第一百九十三条)

第九款 清算事務の終了等(第一百九十四条・第一百九十五条)

第十款 合併

第一節 通則(第二百四十二条・第二百四十三条)

第二節 吸収合併

第一款 吸収合併契約等(第二百四十四条・第二百四十五条)

第二款 吸収合併消滅法人の手続(第二百四十六条―第二百四十九条)

第三款 吸収合併存続法人の手続(第二百五十条―第二百五十三条)

第四款 新設合併

第一款 新設合併契約等(第二百五十四条・第二百五十五条)

第二款 新設合併消滅法人の手続(第二百五十六条―第二百五十八条)

第三款 新設合併設立法人の手続(第二百五十九条・第二百六十条)

第四款 雑則

第一節 解散命令(第二百六十一条―第二百六十三条)

第二節 訴訟

第一款 一般社団法人等の組織に関する訴え(第二百六十四条―第二百七十七条)

第二款 一般社団法人における責任追及の訴え(第二百七十八条―第二百八十三条)

第三款 一般社団法人等の役員等の解任の訴え(第二百八十四条―第二百八十六条)

第四款 非訟

第一款 総則(第二百八十七条―第二百九十五条)

第二款 解散命令の手続に関する特則(第二百九十六条―第二百九十八条)

第三款 登記

第一款 総則(第二百九十九条・第三百条)

第二款 主たる事務所の所在地における登記(第三百一条―第三百十一条)

第三款 削除

第四款 登記の嘱託(第三百十五条)

第五款 登記の手続等(第三百十六条―第三百三十条)

第六款 公告(第三百三十一条―第三百三十三条)

第七款 罰則(第三百三十四条―第三百四十四条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

第一款 (趣旨)

第二款 一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第三款 (定義)

第四款 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般社団法人等 一般社団法人又は一般財団法人をいう。

二 大規模一般社団法人 最終事業年度(各事業年度に係る第二百三十三条第二項に規定する計算書類につき第二百二十六条第二項の承認(第二百二十七条前段に規定する場合)を受けては、第二百二十四条第三項の承認)を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。

三 前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時社員総会に報告された貸借対照表をいい、一般社団法人の成立後最初の定時

社員総会までの間においては、第二百二十三条第一項の貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上である一般社団法人をいう。

三 大規模一般財団法人 最終事業年度(各事業年度に係る第九十九条において準用する第二百二十九条第二項に規定する計算書類につき第九十九条において準用する第二百二十六条第二項の承認(第九十九条において準用する第九十九条前段に規定する場合にあつては、第九十九条において準用する第二百二十四条第三項の承認)を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。)に係る貸借対照表(第九十九条において準用する第九十九条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表をい、一般財団法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、第九十九条において準用する第二百二十三条第一項の貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上である一般財団法人をいう。

四 子法人 一般社団法人又は一般財団法人がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

五 吸収合併 一般社団法人又は一般財団法人が他の一般社団法人又は一般財団法人とする合併であつて、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併する法人に承継させるものをいう。

六 新設合併 二以上の一般社団法人又は一般財団法人がする合併であつて、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併により設立する法人に承継させるものをいう。

七 公告方法 一般社団法人又は一般財団法人が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなればならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。

第三條 一般社団法人及び一般財団法人は、法人とする。

第四條 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第五條 一般社団法人又は一般財団法人は、その種類に従い、その名称中に一般社団法人又は一

般財団法人という文字を用いなければならない。一 一般社団法人は、その名称中に、一般財団法人であるとの誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

二 一般財団法人は、その名称中に、一般社団法人であるとの誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

三 一般財団法人は、その名称中に、一般社団法人であるとの誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第六條 一般社団法人又は一般財団法人でない者は、その名称又は商号中に、一般社団法人又は一般財団法人であるとの誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第七條 何人も、不正の目的をもつて、他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

第八條 自己の名称を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した一般社団法人又は一般財団法人は、当該一般社団法人又は一般財団法人が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

第九條 商法(明治三十二年法律第四十八号)第十一條から第十五條まで及び第十九條から第二十四條までの規定は、一般社団法人及び一般財団法人については、適用しない。

第十條 一般社団法人を設立するには、その社員にならうとする者(以下「設立時社員」という。)が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければなら

ない。前項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第十一條 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的
二 名称
三 主たる事務所の所在地
四 設立時社員の氏名又は名称及び住所
五 社員の資格の得喪に関する規定
六 公告方法
七 事業年度

第十二條 前条第一項各号に掲げる事項のほか、一般社団法人の定款には、この法律の規定により定款の定めなければならない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

第十三條 第十條第一項の定款は、公証人の認証を受けなければならない。

第十四條 設立時社員(一般社団法人の成立後にあつては、当該一般社団法人)は、定款を設立時社員が定めた場所(一般社団法人の成立後にあつては、その主たる事務所及び従たる事務所)に備置置かなければならない。

第十五條 定款で設立時理事(一般社団法人の設立に際して理事となる者)をいう。以下この章、第二十七條及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時理事を選任しなければならない。

第十六條 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第十七條 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)であつて設立時社員(一般社団法人の成立後にあつては、当該一般社団法人)の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第十八條 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として法務省令で定めるものとする。この措置は、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第十九條 定款で設立時理事(一般社団法人の設立に際して理事となる者)をいう。以下この章、第二十七條及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時理事を選任しなければならない。

第二十條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第二十一條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第二十二條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第二十三條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第二十四條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第二十五條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第二十六條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第二十七條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第二十八條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第二十九條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第三十條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第三十一條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第三十二條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第三十三條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第三十四條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第三十五條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第三十六條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第三十七條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第三十八條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

第三十九條 定款で設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者)をいう。以下この章、第二十五條第四号及び第三百十八條第二項において同じ。)を定めなかったときは、設立時社員は、第十三條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時監事を選任しなければならない。

となる者をいう。次条第二項及び第三百十八
条第二項第四号において同じ。）

第十六条 設立しようとする一般社団法人が理事
会設置一般社団法人（理事会を置く一般社団法
人をいう。以下同じ。）である場合には、設立
時理事は、三人以上でなければならない。

2 第六十五条第一項又は第六十八条第一項若し
くは第三項の規定により成立後の一般社団法人
の理事、監事又は会計監査人となることができ
ない者は、それぞれ設立時理事、設立時監事又
は設立時会計監査人（以下この条において「設
立時役員等」という。）となることができない。

3 第六十五条の二の規定は、設立時理事及び設
立時監事について準用する。

第十七条 設立時役員等の選任は、設立時社員
の議決権の過半数をもって決定する。

2 前項の場合には、設立時社員は、各一個の議
決権を有する。ただし、定款で別段の定めをす
ることを妨げない。

（設立時役員等の解任）
第十八条 設立時社員は、一般社団法人の成立
の間、設立時役員等を解任することができ
る。

（設立時役員等の解任の方法）
第十九条 設立時役員等の解任は、設立時社員
の議決権の過半数（設立時監事を解任する場合
にあっては、三分の二以上に当たる多数）をも
って決定する。

2 第十七条第二項の規定は、前項の場合につ
いて準用する。

第三款 設立時理事等による調査
第二十条 設立時理事（設立しようとする一般
社団法人が監事設置一般社団法人である場合に
あっては、設立時理事及び設立時監事。次項に
おいて同じ。）は、その選任後遅滞なく、一般
社団法人の設立の手続が法令又は定款に違反し
ていないことを調査しなければならない。

2 設立時理事は、前項の規定による調査によ
り、一般社団法人の設立の手続が法令若しくは
定款に違反し、又は不当な事項があると認め
るときは、設立時社員にその旨を通知しなけれ
ばならない。

第四款 設立時代代表理事の選定等
第二十一条 設立時理事は、設立しようとする一
般社団法人が理事会設置一般社団法人である場
合には、設立時理事の中から一般社団法人の設
立に際して代表理事（一般社団法人を代表する
理事をいう。以下この章及び第三百一条第二項
第六号において同じ。）となる者（以下この条
及び第三百十八条第二項において「設立時代
代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 設立時理事は、一般社団法人の成立の時ま
での間、設立時代代表理事を解職することができ
る。

3 前二項の規定による設立時代代表理事の選定
及び解職は、設立時理事の過半数をもって決定
する。

第五款 一般社団法人の成立
第二十二條 一般社団法人は、その主たる事務所
の所在地において設立の登記をすることによ
って成立する。

第六款 設立時社員等の責任
（設立時社員等の損害賠償責任）
第二十三條 設立時社員、設立時理事又は設立
時監事は、一般社団法人の設立についてその任
務を怠ったときは、当該一般社団法人に対し、こ
れによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 設立時社員、設立時理事又は設立時監事がそ
の職務を行うについて悪意又は重大な過失があ
つたときは、当該設立時社員、設立時理事又は
設立時監事は、これによって第三者に生じた損
害を賠償する責任を負う。

（設立時社員等の連帯責任）
第二十四條 設立時社員、設立時理事又は設立
時監事は、一般社団法人又は第三者に生じた損害
を賠償する責任を負う場合において、他の設立
時社員、設立時理事又は設立時監事も当該損害
を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連
帯債務者とする。

（責任の免除）
第二十五條 第二十三條第一項の規定により設
立時社員、設立時理事又は設立時監事の責任
は、総社員の同意がなければ、免除することが
できない。

（一般社団法人不成立の場合の責任）
第二十六條 一般社団法人が成立しなかったとき
は、設立時社員は、連帯して、一般社団法人の
設立に關してした行為についてその責任を負
い、一般社団法人の設立に關して支出した費用
を負担する。

第二節 社員
第一款 総則
（経費の負担）
第二十七條 社員は、定款で定めるところによ
り、一般社団法人に対し、経費を支払う義務を
負う。

（任意退社）
第二十八條 社員は、いつでも退社することが
できる。ただし、定款で別段の定めをすること
を妨げない。

2 前項ただし書の規定による定款の定めがある
場合であっても、やむを得ない事由があるとき
は、社員は、いつでも退社することができる。
（法定退社）
第二十九條 前条の場合のほか、社員は、次に掲
げる事由によって退社する。

一 定款で定められた事由の発生
二 総社員の同意
三 死亡又は解散
四 除名
（除名）
第三十條 社員の除名は、正当な事由があるとき
に限り、社員総会の決議によつてすることがで
きる。この場合において、一般社団法人は、当
該社員に対し、当該社員総会、社員総会から一週
間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会にお
いて弁明する機会を与えなければならない。

2 除名は、除名した社員にその旨を通知しな
ければ、これをもって当該社員に対抗すること
ができない。

第二款 社員名簿等
第三十一條 一般社団法人は、社員の氏名又は名
称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下
「社員名簿」という。）を作成しなければならない。
（社員名簿の備置き及び閲覧等）
第三十二條 一般社団法人は、社員名簿をその主
たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員は、一般社団法人の業務時間内は、い
つでも、次に掲げる請求をすることができる。こ
の場合においては、当該請求の理由を明らかに
しなければならない。

一 社員名簿が書面をもって作成されていると
きは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 社員名簿が電磁的記録をもって作成されて
いるときは、当該電磁的記録に記録された事
項を法務省令で定める方法により表示したも
のの閲覧又は謄写の請求
3 一般社団法人は、前項の請求があつたとき
は、次のいずれかに該当する場合を除き、これ
を拒むことができない。

一 当該請求を行う社員（以下この項において
「請求者」という。）がその権利の確保又は行
使に關する調査以外の目的で請求を行ったと
き。
二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を
妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で
請求を行ったとき。
三 請求者が社員名簿の閲覧又は謄写によつて
知り得た事実を利益を得て第三者に通報する
ため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、社員名
簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利
益を得て第三者に通報したことがあるもので
あるとき。
（社員に対する通知等）
第三十三條 一般社団法人が社員に対してする通
知又は催告は、社員名簿に記載し、又は記録し
た当該社員の住所（当該社員が別に通知又は催
告を受ける場所又は連絡先を当該一般社団法
人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡
先）にあつては発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が
通常到達すべきであつた時に、到達したものと
みなす。

3 前二項の規定は、第三十九條第一項の通知に
際して社員に書面を交付し、又は当該書面に記
載すべき事項を電磁的方法により提供する場
合について準用する。この場合において、前項中
「到達した」とあるのは、「当該書面の交付
又は当該事項の電磁的方法による提供があつた
もの」と読み替へるものとする。
（社員に対する通知の省略）
第三十四條 一般社団法人が社員に対してする通
知又は催告が五年以上継続して到達しない場
合には、一般社団法人は、当該社員に対する通知
又は催告をすることを要しない。

2 前項の場合には、同項の社員に対する一般
社団法人の義務の履行を行う場所は、一般社
団法人の住所とする。
第三節 機関
第一款 社員総会
（社員総会の権限）
第三十五條 社員総会は、この法律に規定する事
項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他
一般社団法人に關する一切の事項について決議
をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事会設置一般
社団法人においては、社員総会は、この法律に規

定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない。

4 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

(社員総会の招集)

第三十六条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3 社員総会は、次条第二項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

(社員による招集の請求)

第三十七条 総社員の議決権の十分の一（五分の一以下の割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合）あつては、その期間）以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

(社員総会の招集の決定)

第三十八条 理事（前条第二項の規定により社員が社員総会を招集する場合）にあつては、当該社員。次条から第四十二条までにおいて同じ。）は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 社員総会の日及び場所

二 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 理事会設置一般社団法人においては、前条第二項の規定により社員が社員総会を招集するときを除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

(社員総会の招集の通知)

第三十九条 社員総会を招集するには、理事は、社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人においては、これを下回る期間を定款で定めた場合）にあつては、その期間）前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日を二週間前までにその通知を発しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面で行わなければならない。

一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合

二 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合

3 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第四十条 前条の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第三十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

（社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第四十一条 理事は、第三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第三十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「社員総会参考書類」という。）及び社員が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 理事は、第三十九条第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発すると

きは、前項の規定による社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供するすることができる。ただし、社員の請求があつたときは、これらの書類を当該社員に交付しなければならない。

第四十二条 理事は、第三十八条第四号に掲げる事項を定めた場合には、第三十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、社員総会参考書類を交付しなければならない。

2 理事は、第三十九条第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するとき、前項の規定による社員総会参考書類の交付に代えて、当該社員総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があつたときは、社員総会参考書類を当該社員に交付しなければならない。

3 理事は、第一項に規定する場合には、第三十九条第三項の承諾をした社員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 理事は、第一項に規定する場合において、第三十九条第三項の承諾をしていない社員から社員総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該社員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

第四十三条 社員は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。

(社員提案権)

第四十四条 社員は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員に限り、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、社員総会の日を六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合）あつては、その期間）前までにしなければならない。

第四十五条 社員は、理事に対し、社員総会の日を六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合）にあつては、その期間）前までに、社員総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること（第三十九条第二項又は第三項の通知をする場合）あつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員に限り、当該請求をすることができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

(社員総会の招集手続等に関する検査役の選任)

第四十六条 一般社団法人又は総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員は、社員総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 前項の規定による検査役の選任の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合に、一般社団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告に基づき、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必

がである。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第四十五条 社員は、理事に対し、社員総会の日を六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合）にあつては、その期間）前までに、社員総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること（第三十九条第二項又は第三項の通知をする場合）あつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員に限り、当該請求をすることができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

がである。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第四十五条 社員は、理事に対し、社員総会の日を六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合）にあつては、その期間）前までに、社員総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること（第三十九条第二項又は第三項の通知をする場合）あつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員に限り、当該請求をすることができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般社団法人（検査役の選任の申立てをした者が当該一般社団法人でない場合にあつては、当該一般社団法人及びその者）に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならぬ。

第四十七条 裁判所による社員総会招集等の決定

第四十七条 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一 一定の期間内に社員総会を招集すること。
二 前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

2 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第四項の報告の内容を同号の社員総会において開示しなければならない。

3 前項に規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第四項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の社員総会に報告しなければならない。

（電子提供措置をとる旨の定め）

第四十七条の二 一般社団法人は、理事が社員総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第三百一一条第二項第四号の二及び第三百四十二条第十号の二において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

- 一 社員総会参考書類
二 議決権行使書面
三 第三百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告
（電子提供措置）

第四十七条の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の理事は、第三十九条第二項各号に掲げる場合には、社員総会の日の

三週間前の日又は同条第一項の通知を發した日のいずれか早い日（第四十七条の六第三号において「電子提供措置開始日」という。）から社員総会の日後三箇月を経過する日までの間（第四十七条の六において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

- 一 第三十八条第一項各号に掲げる事項
二 第四十一条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
三 第四十二条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項
四 第四十五条第一項の規定による請求があつた場合には、同項の議案の要領

五 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合において、理事が定時社員総会を招集するときは、第三百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告に記載され、又は記録された事項
六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2 前項の規定にかかわらず、理事が第三十九条第一項の通知に際して社員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

（社員総会の招集の通知等の特例）

第四十七条の四 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに社員に対してその通知を發しなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日」とあるのは、「社員総会の日」とする。

2 第三十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第二項又は第三項の通知には、第三十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、電子提供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第二百二十五条の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人においては、理事は、第三十九条第一項の通知に際して、社員に対し、社員総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人における第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第四十七条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

（書面交付請求）

第四十七条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の社員（第三十九条第三項の承諾をした社員を除く。）は、一般社団法人に対し、第四十七条の三第一項各号に掲げる事項（次項において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

2 理事は、第四十七条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（以下この条において「書面交付請求」という。）をした社員に対し、当該社員総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 書面交付請求をした社員がある場合において、その書面交付請求の日（当該社員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、一般社団法人は、当該社員に対し、前項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

4 前項の規定による通知及び催告を受けた社員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該社員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

（電子提供措置の中断）

第四十七条の六 第四十七条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（社員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれな

こととなつたこと又は当該情報がその状態に置かれた後変更されたこと（同項第六号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

- 一 電子提供措置の中断が生ずることにつき一般社団法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は一般社団法人に正当な事由があること。
二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から社員総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 一般社団法人が電子提供措置の中断が生じたことを知つた後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

（議決権の数）

第四十八条 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

（社員総会の決議）
第四十九条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。
一 第三十条第一項の社員総会
二 第七十条第一項の社員総会（監事を解任する場合に限る。）
三 第一百三十条第一項の社員総会
四 第四百四十六条の社員総会

第五百四十七條の社員総会
第六百四十八條第三号及び第五百五十條の社員
総会

七 第二百四十七條、第二百五十一條第一項及
び第二百五十七條の社員総会

三 理事会設置一般社団法人においては、社員総
会は、第三十八條第一項第二号に掲げる事項以
外の事項については、決議をすることができな
い。ただし、第五十五條第一項若しくは第二項
に規定する者の選任又は第九十九條第二項の会計
監査人の出席を求めるとについては、この限り
でない。

(議決権の代理行使)

第五十條 社員は、代理人によつてその議決権を
行使することができる。この場合においては、
当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面
を一般社団法人に提出しなければならない。

二 前項の代理権の授与は、社員総会ことにしな
ければならない。

三 第一項の社員又は代理人は、代理権を証明す
る書面の提出に代えて、政令で定めるところに
より、一般社団法人の承諾を得て、当該書面に
記載すべき事項を電磁的方法により提供するこ
とができる。この場合において、当該社員又は
代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
四 社員が第三十九條第三項の承諾をした者であ
る場合には、一般社団法人は、正当な理由がな
ければ、前項の承諾をすることを拒んではなら
ない。

五 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月
間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的
方法により提供された事項が記録された電磁的
記録をその主たる事務所に備え置かなければな
らない。

六 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつ
でも、次に掲げる請求をすることができる。こ
の場合においては、当該請求の理由を明らかに
してしなければならない。
一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の
請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務
省令で定める方法により表示したものの閲覧
又は謄写の請求

七 一般社団法人は、前項の請求があつたとき
は、次のいずれかに該当する場合を除き、これ
を拒むことができない。
一 当該請求を行う社員（以下この項において
「請求者」という。）がその権利の確保又は行

使に関する調査以外の目的で請求を行ったと
き。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を
妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で
請求を行ったとき。

三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若し
くは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録
された事項を法務省令で定める方法により表
示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り
得た事実を利益を得て第三者に通報するため
請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、代理権
を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項
第二号の電磁的記録に記録された事項を法務
省令で定める方法により表示したものの閲覧
若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を
得て第三者に通報したことがあるものである
とき。

(書面による議決権の行使)

第五十一條 書面による議決権の行使は、議決権
行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定
める時までに当該記載をした議決権行使書面を
一般社団法人に提出して行う。

二 前項の規定により書面によつて行使した議決
権の数は、出席した社員の議決権の数に算入す
る。

三 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月
間、第一項の規定により提出された議決権行使
書面をその主たる事務所に備え置かなければな
らない。

四 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつ
でも、第一項の規定により提出された議決権行
使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができ
る。この場合においては、当該請求の理由を明
らかにしてしなければならない。
五 一般社団法人は、前項の請求があつたとき
は、次のいずれかに該当する場合を除き、これ
を拒むことができない。

一 当該請求を行う社員（以下この項において
「請求者」という。）がその権利の確保又は行
使に関する調査以外の目的で請求を行ったと
き。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を
妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で
請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議
決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得

た事実を利益を得て第三者に通報するため請
求を行ったとき。

四 請求者が過去二年以内において、第一項
の規定により提出された議決権行使書面の閱
覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得
て第三者に通報したことがあるものであると
き。

(電磁的方法による議決権の行使)

第五十二條 電磁的方法による議決権の行使は、
政令で定めるところにより、一般社団法人の承
諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行
使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により
当該一般社団法人に提供して行う。

二 社員が第三十九條第三項の承諾をした者であ
る場合には、一般社団法人は、正当な理由がな
ければ、前項の承諾をすることを拒んではなら
ない。

三 第一項の規定により電磁的方法によつて行使
した議決権の数は、出席した社員の議決権の数
に算入する。

四 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月
間、第一項の規定により提供された事項を記録
した電磁的記録をその主たる事務所に備え置か
なければならない。

五 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつ
でも、前項の電磁的記録に記録された事項を法
務省令で定める方法により表示したものの閲覧
においては、当該請求の理由を明らかにしてし
なければならない。

六 一般社団法人は、前項の請求があつたとき
は、次のいずれかに該当する場合を除き、これ
を拒むことができない。
一 当該請求を行う社員（以下この項において
「請求者」という。）がその権利の確保又は行
使に関する調査以外の目的で請求を行ったと
き。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を
妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で
請求を行ったとき。

三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事
項を法務省令で定める方法により表示したも
のの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利
益を得て第三者に通報するため請求を行った
とき。

四 請求者が、過去二年以内において、前項の
電磁的記録に記録された事項を法務省令で定

める方法により表示したものの閲覧又は謄写
によつて知り得た事実を利益を得て第三者に
通報したことがあるものであるとき。

(理事等の説明義務)
第五十三條 理事（監事設置一般社団法人にあつ
ては、理事及び監事）は、社員総会において、
社員から特定の事項について説明を求められた
場合には、当該事項について必要な説明をしな
なければならない。ただし、当該事項が社員総会
の目的である事項に関しないものである場合、
その説明をすることにより社員の共同の利益を
著しく害する場合その他正当な理由がある場合
として法務省令で定める場合は、この限りでな
い。

(議長の権限)

第五十四條 社員総会の議長は、当該社員総会の
秩序を維持し、議事を整理する。

二 社員総会の議長は、その命令に従わない者そ
の他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させる
ことができる。

(社員総会に提出された資料等の調査)

第五十五條 社員総会においては、その決議によ
つて、理事、監事及び会計監査人が当該社員総
会に提出し、又は提供した資料を調査する者
を選任することができる。

二 第三十七條の規定により召集された社員総会
においては、その決議によつて、一般社団法人
の業務及び財産の状況を調査する者を選任する
ことができる。
(延期又は続行の決議)
第五十六條 社員総会においてその延期又は続行
について決議があつた場合には、第三十八條及
び第三十九條の規定は、適用しない。

(議事録)
第五十七條 社員総会の議事については、法務省
令で定めるところにより、議事録を作成しなけ
ればならない。

二 一般社団法人は、社員総会の日から十年間、
前項の議事録をその主たる事務所に備え置かな
ければならない。

三 一般社団法人は、社員総会の日から五年間、
第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備
え置かなければならない。ただし、当該議事録
が電磁的記録をもつて作成されている場合であ
つて、従たる事務所における次項第二号に掲げ
る請求に応じることができるための措置と

る請求に応じることができるための措置と

して法務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(社員総会の決議の省略)

第五十八條 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 一般社団法人は、前項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備置置かなければならない。

3 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終了したものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第五十九條 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

第二款 社員総会以外の機関の設置

(社員総会以外の機関の設置)

第六十條 一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 一般社団法人は、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる。

(監事の設置義務)

第六十一條 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない。

(会計監査人の設置義務)

第六十二條 大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならない。

(選任)

第六十三條 役員(理事及び監事をいう。以下この款において同じ。)及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定められた役員を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

(一般社団法人と役員等との関係)

第六十四條 一般社団法人と役員及び会計監査人の関係は、委任に関する規定に従う。

(役員資格)

第六十五條 次に掲げる者は、役員となることできない。

一 法人

二 削除

三 この法律若しくは会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成二十一年法律第二百二十五号)第二百五十五條、第二百五十六條、第二百五十八條から第二百六十條まで若しくは第二百六十二條の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五條、第六十六條、第六十八條若しくは第六十九條の罪、会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十九條から第二百七十一條まで若しくは第二百七十三條の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五條、第二百六十六條、第二百六十八條から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四條の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わ

り、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行猶予中の者を除く。

2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならない。

第六十五條の二 成年被後見人が役員に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わつて就任の承諾をしなければならぬ。

2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定は、保佐人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十六條の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わつて就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意)」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした役員資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

(理事の任期)

第六十六條 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によつて、その任期を短縮することを妨げない。

(監事の任期)

第六十七條 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了する時までとするを妨げない。

3 前二項の規定にかかわらず、監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(会計監査人の資格等)

第六十八條 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第

百三号)第六十六條の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。)を含む。以下同じ。)又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを一般社団法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることできない。

一 公認会計士法の規定により、第二百二十三條第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二 一般社団法人の子法人若しくはその理事若しくは監事から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの(会計監査人の任期)

第六十九條 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時社員総会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(解任)

第七十條 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、一般社団法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

(監事による会計監査人の解任)

第七十一條 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定による解任は、監事が二人以上ある場合には、監事の全員の同意によって行わなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事の互選によって定めた監事）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

第七十二条 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を社員総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社員総会に提出することを請求することができる。

（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定）

第七十三条 監事設置一般社団法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 監事が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもって」とする。

第七十四条 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 理事は、前項の者に対し、同項の社員総会を招集する旨及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定は会計監査人を辞任した者及び第七十一条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、社員総会に出席して」と、第二

項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

（役員等に欠員を生じた場合の措置）

第七十五条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があるときときは、利害関係人の申立てにより、一時役員職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時役員職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

5 第六十八条及び第七十一条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

（業務の執行）

第七十六条 理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 理事が二人以上ある場合には、一般社団法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、理事は、次に掲げる事項についての決定を各理事に委任することができる。

一 従たる事務所の設置、移転及び廃止

二 第三十八条第一項各号に掲げる事項

三 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

四 第一百四十一条の規定による定款の定めに基づく第一百四十一条第一項の責任の免除

第四款 理事

第七十七条 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。

3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（代表理事に欠員を生じた場合の措置）

第七十九条 代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があるときときは、利害関係人の申立てにより、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（理事の職務を代行する者の権限）

第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。

ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表）

第八十一条 第七十七条第四項の規定にかかわらず、一般社団法人が理事（理事であった者を含む。）以下この条において同じ。）に対し、又は理事が一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、社員総会は、当該訴えについて一般社団法人を代表する者を定めることができる。

（表見代表理事）

第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合に、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（忠実義務）

第八十三条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）

第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）に報告しなければならない。

（業務の執行に関する検査役の選任）

第八十六条 一般社団法人の業務の執行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員は、当該一般

大規模一般社団法人においては、理事は、前項第三号に掲げる事項を決定しなければならない。

（一般社団法人の代表）

第七十七条 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。

3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（代表理事に欠員を生じた場合の措置）

第七十九条 代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があるときときは、利害関係人の申立てにより、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（理事の職務を代行する者の権限）

第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。

ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表）

第八十一条 第七十七条第四項の規定にかかわらず、一般社団法人が理事（理事であった者を含む。）以下この条において同じ。）に対し、又は理事が一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、社員総会は、当該訴えについて一般社団法人を代表する者を定めることができる。

（表見代表理事）

第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合に、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（忠実義務）

第八十三条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）

第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）に報告しなければならない。

（業務の執行に関する検査役の選任）

第八十六条 一般社団法人の業務の執行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員は、当該一般

大規模一般社団法人においては、理事は、前項第三号に掲げる事項を決定しなければならない。

（一般社団法人の代表）

第七十七条 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。

3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（代表理事に欠員を生じた場合の措置）

第七十九条 代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があるときときは、利害関係人の申立てにより、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（理事の職務を代行する者の権限）

第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。

ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

社団法人の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができ、

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合に、一般社団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、その職務を行うため必要があるときは、一般社団法人の子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

5 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

6 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

7 第二項の検査役は、第五項の報告をしたときは、一般社団法人及び検査役の選任の申立てをした社員に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

（裁判所による社員総会招集等の決定）

第八十七条 裁判所は、前条第五項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一 一定の期間内に社員総会を招集すること。

二 前条第五項の調査の結果を社員に通知すること。

2 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第五項の報告の内容を同号の社員総会において開示しなければならない。

3 前項に規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第五項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の社員総会に報告しなければならない。

（社員による理事の行為の差止め）

第八十八条 社員は、理事が一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれ

がある場合において、当該行為によつて当該一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめるとを請求することができる。

2 監事設置一般社団法人における前項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とするのには、「回復することができない損害」とする。（理事の報酬等）

第八十九条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によつて定める。

第五款 理事会
（理事会の権限等）

第九十条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

3 理事は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な使用人の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

六 第六十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第六十一条第一項の責任の免除

5 大規模一般社団法人である理事会設置一般社団法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

第九十一条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によつて理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し

なければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）

第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引については、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（招集権者）

第九十三条 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項及び第六十一条第二項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（招集手続）

第九十四条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第九十五条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面

をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者）を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をどうめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（理事会の決議の省略）

第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

（議事録等）

第九十七条 理事会設置一般社団法人は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第九十五条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該理事会設置一般社団法

をもちて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者）を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をどうめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（理事会の決議の省略）

第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

（議事録等）

第九十七条 理事会設置一般社団法人は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第九十五条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該理事会設置一般社団法

をもちて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者）を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をどうめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（理事会の決議の省略）

第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

（議事録等）

第九十七条 理事会設置一般社団法人は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第九十五条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該理事会設置一般社団法

人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

（理事会への報告の省略）

第九十八条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。

第六款 監事

（監事の権限）

第九十九条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならぬ。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

（理事への報告義務）

第一百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）に報告しなければならない。

（理事会への出席義務等）

第一百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（社員総会に対する報告義務）

第一百二条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第一百三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をしておそれがある場合において、当該行為によつて当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

（監事設置一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表）

第一百四条 第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

2 第七十七条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

- 一 監事設置一般社団法人が第二百七十八条第一項の訴えの提起の請求（理事の責任を追究する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合
- 二 監事設置一般社団法人が第二百八十条第三項の訴訟告知（理事の責任を追究する訴えに係るものに限る。）並びに第二百八十一条第二項の規定による通知及び催告（理事の責任を追究する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合

第一百五条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によつて定めらる。

2 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会の決議

がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によつて定めらる。

（費用等の請求）

第一百六条 監事がその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期でない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

第七款 会計監査人

（会計監査人の権限等）

第一百七条 会計監査人は、次節の定めるところにより、一般社団法人の計算書類（第二百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。第一百七十七条第二項第一号イにおいて同じ。）及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるもの閲覧及び閲覧をするし、又は理事及び使用人に対して、会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したのもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置一般社団法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置一般社団法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

- 一 第六十八条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 会計監査人設置一般社団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人である者

（監事に対する報告）

第一百八条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（定時社員総会における会計監査人の意見の陳述）

第一百九条 第一百七条第一項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時社員総会に出席して意見を述べるることができる。

2 定時社員総会において会計監査人の出席を求めた決議があつたときは、会計監査人は、定時社員総会に出席して意見を述べなければならない。

（会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与）

第一百十条 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。

第八款 役員等の損害賠償責任

（役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任）

第一百一一条 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、一般社団法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて一般社団法人に損害が生じたときは、次

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

第百二十七条 会計監査人設置一般社団法人については、第百二十四条第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い一般社団法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

第百二十八条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般社団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第三百三十一条第一号又は第二号に掲げる方法である一般社団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することにより足りる。

3 前項の一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

第百二十九条 一般社団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第百二十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合）にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人にあっては、二週間）前（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 一般社団法人は、計算書類等の写しを、定時社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人にあっては、二週間）前（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所に於ける次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをもってしているときは、この限りでない。

3 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該一般社団法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて一般社団法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第百三十条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第五節 基金

第一款 基金を引き受ける者の募集
(基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め)

第百三十一条 一般社団法人（一般社団法人の成立前）にあっては、設立時社員。次条から第百三十四条まで（第百三十二条第一項第一号を除く。）及び第百三十六条第一号において同じ。）は、基金（この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うもの）をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を

定款で定めることができる。この場合において、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

一 基金の拠出者の権利に関する規定

二 基金の返還の手続

第百三十二条 一般社団法人は、前条の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項（以下この款において「募集事項」という。）を定めなければならない。

一 募集に係る基金の総額

二 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価額

三 基金の拠出に係る金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

2 設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

第百三十三条 一般社団法人は、第百三十一条の募集に応じた基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 一般社団法人の名称

二 募集事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

第百三十一条 募集に於ては、基金の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を一般社団法人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする基金の額

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 一般社団法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5 一般社団法人が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別

に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該一般社団法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に於て発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

第百三十四条 一般社団法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めなければならない。この場合において、一般社団法人は、当該申込者に割り当てる基金の額を、前条第二項第二号の額よりも減額することができる。

2 一般社団法人は、第百三十二条第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合）にあっては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならない。

第百三十五条 前二条の規定は、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

第百三十六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める基金の額について基金の引受人となる。

一 申込者 一般社団法人の割り当てた基金の額

二 前条の契約により基金の総額を引き受けた者 その者が引き受けた基金の額

第百三十七条 一般社団法人（一般社団法人の成立前）にあっては、設立時社員。第六項において同じ。）は、第百三十二条第一項第二号に掲げる事項を定めたときは、募集事項の決定の後遅滞なく、同号の財産（以下「現物拠出財産」という。）の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合に於ては、一般社団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電

磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般社団法人に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、現物拠出財産について定められた第三百三十二条第一項第二号の価額（第二項の検査役の調査を経ていないものを除く。）を不当と認めるときは、これを変更する決定をしなければならない。

8 基金の引受人（現物拠出財産を給付する者に限る。第十項第二号において同じ。）は、前項の決定により現物拠出財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内限り、その基金の引受けの申込み又は第三百三十五条の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 現物拠出財産について定められた第三百三十二条第一項第二号の価額の総額が五百万円を超えない場合。当該現物拠出財産の価額

二 現物拠出財産のうち、市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定められた第三百三十二条第一項第二号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合。当該有価証券についての現物拠出財産の価額

三 現物拠出財産について定められた第三百三十二条第一項第二号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号

において同じ。）を受けた場合。当該証明を受けた現物拠出財産の価額

四 現物拠出財産が一般社団法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた第三百三十二条第一項第二号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合

次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一 理事、監事又は使用人（一般社団法人の成立前であつては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）

二 基金の引受人

三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの（基金の拠出の履行）

第三百三十八条 基金の引受人（現物拠出財産を給付する者を除く。）は、第三百三十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内に、一般社団法人（一般社団法人の成立前であつては、設立時社員）が定めた銀行等（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）、第二百四十八条第五項において同じ。）その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。第二百五十七条第二項において同じ。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 基金の引受人（現物拠出財産を給付する者に限る。）は、第三百三十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内に、それぞれの基金の払込金額に相当する現物拠出財産を給付しなければならない。ただし、一般社団法人の成立前に給付すべき場合において、設立時社員全員の同意があるときは、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、一般社団法人の成立後にすることを妨げない。

3 基金の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この款において「拠出の履行」という。）をする債務と一般社団法人に対する債権とを相殺することができない。

4 基金の引受人が拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

（基金の拠出者となる時期）

第三百三十九条 基金の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

一 第三百三十二条第一項第三号の期日を定めた場合。当該期日

二 第三百三十二条第一項第三号の期間を定めた場合。拠出の履行をした日

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人の成立前に基金を引き受ける者の募集をした場合には、一般社団法人の成立の時に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

（引受けの無効又は取消しの制限）

第四百十条 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、基金の引受けの申込み及び割当て並びに第三百三十五条の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 基金の引受人は、前条の規定により基金の拠出者となつた日から一年を経過した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として基金の引受けの取消しをすることができない。

第二款 基金の返還

第四百十一条 基金の返還は、定時社員総会の決議によつて行わなければならない。

2 一般社団法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができ。

一 基金（第四百四十四条第一項の代替基金を含む。）の総額

二 法務省令で定めるところにより資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して一般社団法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者（業

務執行理事その他当該業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者をいう。次項及び第五項において同じ。）は、当該一般社団法人に対し、連帯して、違法に返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第三項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第二項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第二項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、一般社団法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該一般社団法人に対して返還することを請求することができない。

（基金の返還に係る債権の取得の禁止）

第四百十二条 一般社団法人は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができない。

一 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合

二 一般社団法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

三 無償で取得する場合

2 一般社団法人が前項第一号又は第二号に掲げる場合に同項の債権を取得したときは、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。この場合においては、一般社団法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

（基金利息の禁止）

第四百十三条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

（代替基金）

第四百十四条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

3 合併により消滅する一般社団法人が代替基金を計上している場合において、合併後存続する一般社団法人又は合併により設立する一般社団法人が当該合併に際して代替基金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(破産法の適用の特例)
第四百四十五条 一般社団法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権に後れる。

第六節 定款の変更
第四百四十六条 一般社団法人は、その成立後、社員総会の決議によって、定款を変更することができる。

第七節 事業の譲渡
第四百四十七条 一般社団法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の決議によらなければならない。

第八節 解散
第四百四十八条 一般社団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 社員総会の決議
- 四 社員が欠けたこと
- 五 合併(合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。)
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第二百六十一条第一項又は第二百六十八条の規定による解散を命ずる裁判

(休眠一般社団法人のみなし解散)
第四百四十九条 休眠一般社団法人(一般社団法人であつて、当該一般社団法人に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。)は、法務大臣が休眠一般社団法人に対し二箇月以内に法務省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠一般社団法人に関する登記がされたときは、この限りでない。

2 登記所は、前項の規定による公告があつたときは、休眠一般社団法人に対し、その旨の通知を発しなければならない。
 (一般社団法人の継続)
第五百十条 一般社団法人は、第四百四十八条第一号から第三号までに掲げる事由によって解散した場合(前条第一項の規定により解散したもの

とみなされた場合を含む。)には、第四章の規定による清算が結了するまで(同項の規定により解散したものとはみなされた場合にあつては、解散したものとはみなされた後三年以内に限る。)、社員総会の決議によって、一般社団法人を継続することができる。

(解散した一般社団法人の合併の制限)
第五百十一条 一般社団法人が解散した場合に於て、当該一般社団法人は、当該一般社団法人が合併後存続する一般社団法人となる合併をすることができない。

第三章 一般財団法人
第一節 設立
第一款 定款の作成

第五百十二条 一般財団法人を設立するには、設立者(設立者が二人以上あるときは、その全員)が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 設立者は、遺言で、次条第一項各号に掲げる事項及び第五十四条に規定する事項を定めて一般財団法人を設立する意思表示をすることができる。この場合においては、遺言執行者は、当該遺言の効力が生じた後、遅滞なく、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第十条第二項の規定は、前二項の定款について準用する。
 (定款の作成)
第五百十三条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 設立に際して設立者が二人以上あるときは、各設立者が拠出をする財産及びその価額
- 五 設立時評議員(一般財団法人の設立に際して評議員となる者をいう。以下同じ。)、設立時理事(一般財団法人の設立に際して理事となる者をいう。以下この節及び第三百十九條第二項において同じ。)、及び設立時監事(一般財団法人の設立に際して監事となる者をいう。以下この節、第二百五十四条第七号及び同項において同じ。)の選任に関する事項

六 設立時評議員(一般財団法人の設立に際して評議員となる者をいう。以下同じ。)、設立時理事(一般財団法人の設立に際して理事となる者をいう。以下この節及び第三百十九條第二項において同じ。)、及び設立時監事(一般財団法人の設立に際して監事となる者をいう。以下この節、第二百五十四条第七号及び同項において同じ。)の選任に関する事項

七 設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人(会計監査人を置く一般財団法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない一般財団法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立時会計監査人(一般財団法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下この節及び第三百十九條第二項第六号において同じ。)の選任に関する事項

八 評議員の選任及び解任の方法
九 公告方法
十 事業年度

2 前項第五号の財産の価額の合計額は、三百万円を下回ってはならない。
3 次に掲げる定款の定めは、その効力を有しない。

一 第一項第八号の方法として、理事又は理事會が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定め

二 設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定め
第五百十四條 前条第一項各号に掲げる事項のほか、一般財団法人の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

(定款の認証)
第五百十五条 第五百十二条第一項及び第二項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。
 (定款の備置き及び閲覧等)
第五百十六條 設立者(一般財団法人の成立後にあつては、当該一般財団法人)は、定款を設立者が定めた場所(一般財団法人の成立後にあつては、その主たる事務所及び従たる事務所)に備え置かなければならない。

2 設立者(一般財団法人の成立後にあつては、その評議員及び債権者)は、設立者が定めた時間(一般財団法人の成立後にあつては、その業務時間)内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、設立者(一般財団法人)の成立後にあつては、当該一般財団法人)の定めた費用を支払わなければならない。
 一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて設立者(一般財団法人)の成立後にあつては、当該一般財団法人)の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 定款が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として法務省令で定めるものとする。この措置は、一般財団法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第二款 財産の抛却
第五百十七條 設立者(第五百十二条第二項の場合にあつては、遺言執行者。以下この条、第六十一条第二項、第六十六条から第六十八条まで、第二百零二條第二項、第三百十九條第三項及び第七章において同じ。)は、第五百十五條の公証人の認証の後遅滞なく、第五百十三條第一項第五号に規定する抛却に係る金銭の全額を払い込み、又は同号に規定する抛却に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、設立者が定めたとき(設立者が二人以上あるときは、その全員の同意があるとき)は、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に對抗するために必要な行為は、一般財団法人の成立後にすることを妨げない。

2 前項の規定による払込みは、設立者が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。
 (贈与又は遺贈に関する規定の準用)
第五百十八條 生前の処分等財産の抛却をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。

2 遺言で財産の抛却をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。
第三款 設立時評議員等の選任
第五百十九條 定款で設立時評議員、設立時理事又は設立時監事を定めなかつたときは、第五百

五

十七条第一項の規定による払込み又は給付（以下「財産の拠出の履行」という。）が完了した後、遅滞なく、定款で定めるところにより、これらの者を選任しなければならない。

2 設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人である場合において、定款で設立時会計監査人を定めなかったときは、財産の拠出の履行が完了した後、遅滞なく、定款で定めるところにより、設立時会計監査人を選任しなければならない。

第六十条 設立時評議員及び設立時理事は、それぞれ三人以上でなければならない。

2 第六十三条第一項において準用する第六十五条第一項の規定又は第六十七條において準用する第六十五條第一項若しくは第六十八條第一項若しくは第三項の規定により成立後の一般財団法人の評議員、理事、監事又は会計監査人となることができない者は、それぞれ設立時評議員、設立時理事、設立時監事又は設立時会計監査人となることができない。

第六十五条の二の規定は、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事について準用する。

第四款 設立時理事等による調査
第六十一条 設立時理事及び設立時監事は、その選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 財産の拠出の履行が完了していること。
二 前号に掲げる事項のほか、一般財団法人の設立の手續が法令又は定款に違反していないこと。

2 設立時理事及び設立時監事は、前項の規定による調査により、同項各号に掲げる事項について法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、設立者にその旨を通知しなければならない。

第五款 設立時代代表理事の選定等
第六十二条 設立時理事は、設立時理事の中から一般財団法人の設立に際して代表理事（一般財団法人を代表する理事をいう。第三十二条第二項第六号において同じ。）となる者（以下この条及び第三十九条第二項において「設立時代代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 設立時理事は、一般財団法人の成立の時までの間、設立時代代表理事を解職することができる。

3 前二項の規定による設立時代代表理事の選定及び解職は、設立時理事の過半数をもって決定する。

第六款 一般財団法人の成立
第六十三条 一般財団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第六十四条 生前の処分
第六十五条 設立者（第五十二条第二項の場合にあつては、その相続人）は、一般財団法人の成立後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として財産の拠出の取消しをすることができない。

第七款 設立者等の責任
第六十六条 設立者、設立時理事又は設立時監事は、一般財団法人の設立についてその任務を怠つたときは、当該一般財団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 設立者、設立時理事又は設立時監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該設立者、設立時理事又は設立時監事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第七款 設立者等の責任
第六十六条 設立者、設立時理事又は設立時監事は、一般財団法人の設立についてその任務を怠つたときは、当該一般財団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 設立者、設立時理事又は設立時監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該設立者、設立時理事又は設立時監事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第六十七条 設立者、設立時理事又は設立時監事が一般財団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の設立者、設立時理事又は設立時監事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第六十八条 第六十六条第一項の規定により設立者、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

第六十九条 一般財団法人が成立しなかったときは、第五十二条第一項の設立者は、連帯して、一般財団法人の設立に關してした行為についてその責任を負い、一般財団法人の設立に關して支出した費用を負担する。

第二節 機関
第一款 機関の設置
第七十条 一般財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

2 一般財団法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

第七十一条 大規模一般財団法人は、会計監査人を置かなければならない。
第二款 評議員等の選任及び解任
第七十二条 一般財団法人と評議員、理事、監事及び会計監査人との関係は、委任に關する規定に從う。

2 理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならないが、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない。

（評議員の資格等）
第七十三条 第六十五条第一項及び第六十五条の二の規定は、評議員について準用する。

2 評議員は、一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
3 評議員は、三人以上でなければならない。

（評議員の任期）
第七十四条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關する定時評議員会の終結の時まで延長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとするを妨げない。
（評議員に欠員を生じた場合の措置）
第七十五条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時評議員の職務を行うべき者を選任した場合には、一般財団法人がその

者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（理事、監事又は会計監査人の解任）
第七十六条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、その理事又は監事を解任することができる。
一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が第七十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、その会計監査人を解任することができる。
（一般財団法人に關する規定の準用）
第七十七条 前章第三節第三款（第六十四条、第六十七条第三項及び第七十条を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。この場合において、これらの規定（第六十六条ただし書を除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第六十六条ただし書中「定款又は社員総会の決議によつて」とあるのは「定款によつて」と、第六十八條第三項第一号中「第二百二十三條第二項」とあるのは「第二百九十九條において準用する第二百二十三條第二項」と、第七十四条第三項中「第三十八條第一項第一号」とあるのは「第一百八十一條第一項第一号」と読み替へるものとする。

第三款 評議員及び評議員会
（評議員会の権限等）
第七十八条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

（評議員会の招集）
第七十九条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3 評議員会は、次条第二項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

(評議員による招集の請求)
第八十條 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
二 前項の規定による請求があった日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(評議員会の招集の決定)
第八十一條 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 評議員会の日時及び場所
二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。
(評議員会の招集の通知)
第八十二條 評議員会を招集するには、理事(第八十條第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員、次項において同じ。)は、評議員会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、評議員に対し、書面でその通知を発しなければならない。
2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を發したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
(招集手続の省略)
第八十三條 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
(評議員提案権)
第八十四條 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求すること

ができる。この場合において、その請求は、評議員会の日(四週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までにしなければならない)。
第八十五條 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができない評議員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第八十六條 評議員は、理事に対し、評議員会の日(四週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を第八十二條第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。
2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができない評議員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

(評議員会の招集手続等に関する検査役の選任)
第八十七條 一般財団法人又は評議員は、評議員会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。
2 前項の規定による検査役の選任の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合に、一般財団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。
4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を裁判所に提供して報告をしなければならない。
5 裁判所は、前項の報告について、その内容が明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求め、第二項の検査役に対し、

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般財団法人(検査役の選任の申立てをした者が当該一般財団法人でない場合にあつては、当該一般財団法人及びその者)に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記載された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。
(裁判所による評議員会招集等の決定)
第八十八條 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。
一 一定の期間内に評議員会を招集すること。
二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

2 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第四項の報告の内容を同号の評議員会において開示しなければならない。
3 前項に規定する場合には、理事及び監事は、前条第四項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の評議員会に報告しなければならない。
(評議員会の決議)
第八十九條 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合以上)を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
一 第八十六條第一項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)
二 第八十八條において準用する第八十三條第一項の評議員会
三 第二百二條の評議員会
四 第二百一一條の評議員会
五 第二百四條の評議員会
六 第二百四七條、第二百五十一條第一項及び第二百五十七條の評議員会

3 前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
4 評議員会は、第八十一條第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をするこ

とができない。ただし、第九十一條第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第九十七條において準用する第九九條第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。
(理事等の説明義務)
第九十條 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。
(評議員会に提出された資料等の調査)
第九十一條 評議員会においては、その決議によつて、理事、監事及び会計監査人が当該評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

2 第九十條の規定により招集された評議員会においては、その決議によつて、一般財団法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。
(延期又は続行の決議)
第九十二條 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第八十一條及び第九十二條の規定は、適用しない。
(議事録)
第九十三條 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 一般財団法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備置しなければならない。
3 一般財団法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備置しなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。
4 評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
一 第八十六條第一項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)
二 第八十八條において準用する第八十三條第一項の評議員会
三 第二百二條の評議員会
四 第二百一一條の評議員会
五 第二百四條の評議員会
六 第二百四七條、第二百五十一條第一項及び第二百五十七條の評議員会

3 前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
4 評議員会は、第八十一條第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をするこ

とができない。ただし、第九十一條第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第九十七條において準用する第九九條第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。
(理事等の説明義務)
第九十條 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。
(評議員会に提出された資料等の調査)
第九十一條 評議員会においては、その決議によつて、理事、監事及び会計監査人が当該評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

2 第九十條の規定により招集された評議員会においては、その決議によつて、一般財団法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。
(延期又は続行の決議)
第九十二條 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第八十一條及び第九十二條の規定は、適用しない。
(議事録)
第九十三條 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 一般財団法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備置しなければならない。
3 一般財団法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備置しなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。
4 評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

とができない。ただし、第九十一條第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第九十七條において準用する第九九條第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。
(理事等の説明義務)
第九十條 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。
(評議員会に提出された資料等の調査)
第九十一條 評議員会においては、その決議によつて、理事、監事及び会計監査人が当該評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

2 第九十條の規定により招集された評議員会においては、その決議によつて、一般財団法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。
(延期又は続行の決議)
第九十二條 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第八十一條及び第九十二條の規定は、適用しない。
(議事録)
第九十三條 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 一般財団法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備置しなければならない。
3 一般財団法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備置しなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。
4 評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

員」と、第八十五条及び第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人(第二十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

清算法人の代表

第二百一十四條 清算人は、清算法人を代表する。ただし、他に代表清算人(清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。)その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算法人を代表する。清算法人(清算人会設置法人を除く。)は、定款、定款の定めに基づく清算人(第二百九条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。)の互選又は社員総会若しくは評議員会の決議によって、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

第二百九条第一項第一号の規定により理事が清算人となる場合において、代表理事(一般社団法人等を代表する理事をいう。以下この項、第二百六十一条第一項第三号、第二百八十九条第二号、第二百九十三条第一号、第三百二十五条第一項において同じ。)を定めていたときは、当該代表理事が代表清算人となる。

裁判所は、第二百九条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

前条第四項において準用する第八十一条の規定、次項において準用する第七十七条第四項の規定及び第二百二十条第八項の規定にかかわらず、監事設置清算法人(監事を置く清算人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。以下同じ。)が清算人(清算人であった者を含む。以下この項において同じ。)に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。

第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

(清算法人についての破産手続の開始) 第二百一十五条 清算法人の財産がその債務を完了するに足りないことが明らかにしたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

前項に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものとときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(裁判所の選任する清算人の報酬) 第二百一十六条 裁判所は、第二百九条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

清算人は、その任務を怠ったときは、清算法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

清算人が第二百一十三条第四項において準用する第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

第二百一十三条第四項において準用する第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によって清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠ったものと推定する。

- 一 第二百一十三条第四項において準用する第八十四条第一項の清算人
- 二 清算法人が当該取引をすることを決定した清算人
- 三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

清算人の第一項の責任について準用する。この場合において、第二百一十二条中「総社員」とあるのは「総社員又は総評議員」と、第二百一十六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第二百一十三条第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

清算人に対する損害賠償責任) 第二百一十八条 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算

人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

清算人が、次に掲げる行為をしたときは、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第二百二十五条第一項に規定する財産目録等並びに第二百二十七条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

虚偽の登記

虚偽の公告

基金を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該清算一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

(清算人等の連帯責任) 第二百一十九条 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

前項の場合には、第二百一十八条(第九十八条)において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。

第四款 清算人会 (清算人会の権限等) 第二百二十条 清算人会は、すべての清算人で組織する。

清算人会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 清算人会設置法人の業務執行の決定
- 二 清算人の職務の執行の監督
- 三 代表清算人の選定及び解職

清算人は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

清算人会は、その選定した代表清算人及び第二百一十四条第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。

第二百一十四条第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができる。

重要な財産の処分及び譲受け

重要な使用人の選任及び解任

従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する。

代表清算人

代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によって清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの

第二百一十三条第四項において読み替えて準用する第八十一条に規定する場合には、清算人会は、同条の規定による社員総会又は評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。

第七項各号に掲げる清算人は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十四条」とあるのは「第二百一十三条第四項において読み替えて準用する第八十四条」と、「社員総会」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、「理事会」とあるのは「清算人会」と、同条第二項中「第八十四条第一項各号」とあるのは「第二百一十三条第四項において準用する第八十四条第一項各号」と、「理事」とあるのは「清算人は」と、「理事会」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとする。

(清算会の運営) 第二百一十一条 清算人会は、各清算人が招集する。ただし、清算人会を招集する清算人を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。

前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人(以下この項及び次条第二項において「招集権者」とい

う。)以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。

4 第九十四条の規定は、清算人会設置法人における清算人の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人(監事設置清算法人(第二十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。))にあつては、各清算人及び各監事」と、同条第二項中「理事及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人にあつては、清算人及び監事)」と読み替へるものとする。

5 第九十五条及び第九十六条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の決議について準用する。この場合において、第九十五条第一項中「理事の」とあるのは「清算人の」と、同条第二項中「理事」とあるのは「清算人」と、同条第三項中「理事()とあるのは「清算人()と、「代表理事」とあるのは「代表清算人」と、同条第五項中「理事であつて」とあるのは「清算人であつて」と、第九十六条中「理事が」とあるのは「清算人が」と、「理事()とあるのは「清算人()と読み替へるものとする。

6 第九十八条の規定は、清算人会設置法人における清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事又は会計監事」とあるのは「清算人又は監事」と、「理事及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人(第二十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。))にあつては、清算人及び監事」と、同条第二項中「第九十一条第二項」とあるのは「第二百二十条第九項」と読み替へるものとする。

(社員又は評議員による招集の請求)

第二百二十二条 清算人会設置法人(監事設置清算法人を除く。)の社員又は評議員は、清算人が清算人会設置法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、清算人会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、清算人(前条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権

者)に対し、清算人会の目的である事項を示して行わなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

4 第一項の規定による請求を行った社員又は評議員は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した清算人会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録等)

第二百二十三条 清算人会設置法人は、清算人会の日(第二十一条第五項において準用する第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた日を含む。)から十年間、同項において準用する第九十五条第三項の議事録又は第九十六条第五項において準用する第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備へ置かなければならない。

2 社員又は評議員は、清算人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員については、その権利を行使するため必要があるときに限る。

1 前項の議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

2 前項の議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 監事設置清算人である清算一般社団法人における前項の規定の適用については、同項中「清算人の業務時間内は、いつでも」とあるのは、「裁判所の許可を得て」とする。

4 債権者は、清算人又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録等について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

5 裁判所は、第三項の規定により読み替へて適用する第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該清算人会設置法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の規定により読み替へて適用する第二項の許可又は前項の許可をすることができない。

第五款 理事等に関する規定の適用

第二百二十四条 清算法人については、第六十五条第二項、第七十二条及び第七十四条第三項

(これらの規定を第七十七条において準用する場合を含む。)並びに第八十七条及び第二章第三節第六款(第四百四条第一項を除く。これらの規定を第九十七条において準用する場合を含む。)の規定中理事、理事会又は理事会設置一般社団法人に関する規定は、それぞれ清算人、清算人会又は清算人会設置法人に関する規定として清算人、清算人会又は清算人会設置法人に適用があるものとする。

2 清算一般社団法人については、第二章第三節第一款及び第三百三十七条第十項の規定中理事、理事会又は理事会設置一般社団法人に関する規定は、それぞれ清算人、清算人会又は清算人会を置く清算一般社団法人に関する規定として清算人、清算人会又は清算人会を置く清算一般社団法人に適用があるものとする。

3 清算一般財団法人については、第五百三十三条第三項第一号、第七十三条第二項及び前章第二節第三款の規定中理事又は理事会に関する規定は、それぞれ清算人又は清算人会に関する規定として清算人又は清算人会に適用があるものとする。この場合において、第八十一条第一項中「理事会の場合によつて」とあるのは「清算人は」と、「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない」。ただし、清算人会を置く清算一般財団法人(第二十条第二項に規定する清算一般財団法人をいう。)においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない」とする。

第三節 財産目録等

第二百二十五条 清算人(清算人会設置法人にあつては、第二百二十条各号に掲げる清算人)は、その就任後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表(以下この条及び次条において「財産目録等」という。)を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、財産目録等(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を社員総会又は評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 清算人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

第二百二十六条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(貸借対照表等の作成及び保存)

第二百二十七条 清算法人は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度(第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日(応ずる日がない場合にあつては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

(貸借対照表等の監査等)

第二百二十八条 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)

第二百二十九条 次の各号に掲げる清算法人は、第二百二十七条第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。)を、この条において「貸借対照表等」という。以下、当該各号に定める日からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、その主たる事務所に備へ置かなければならない。

一 清算一般社団法人 定時社員総会の日の一週間前の日(第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)

記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第二百二十六条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(貸借対照表等の作成及び保存)

第二百二十七条 清算法人は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度(第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日(応ずる日がない場合にあつては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

(貸借対照表等の監査等)

第二百二十八条 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)

第二百二十九条 次の各号に掲げる清算法人は、第二百二十七条第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。)を、この条において「貸借対照表等」という。以下、当該各号に定める日からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、その主たる事務所に備へ置かなければならない。

一 清算一般社団法人 定時社員総会の日の一週間前の日(第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)

記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第二百二十六条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(貸借対照表等の作成及び保存)

第二百二十七条 清算法人は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度(第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日(応ずる日がない場合にあつては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

(貸借対照表等の監査等)

第二百二十八条 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)

第二百二十九条 次の各号に掲げる清算法人は、第二百二十七条第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。)を、この条において「貸借対照表等」という。以下、当該各号に定める日からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、その主たる事務所に備へ置かなければならない。

一 清算一般社団法人 定時社員総会の日の一週間前の日(第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)

記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第二百二十六条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(貸借対照表等の作成及び保存)

第二百二十七条 清算法人は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度(第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日(応ずる日がない場合にあつては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

(貸借対照表等の監査等)

第二百二十八条 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)

第二百二十九条 次の各号に掲げる清算法人は、第二百二十七条第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。)を、この条において「貸借対照表等」という。以下、当該各号に定める日からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、その主たる事務所に備へ置かなければならない。

一 清算一般社団法人 定時社員総会の日の一週間前の日(第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)

二 清算一般財団法人 定時評議員会の日の一週間前の日(第百九十四条第一項の場合)あつては、同項の提案があつた日)

2 社員、評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 貸借対照表等が書面をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

二 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供する請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

三 貸借対照表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供する請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(貸借対照表等の提出等)

第百三十条 次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時社員総会又は定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

一 監事設置清算法人(清算人会設置法人を除く。) 第二百二十八条第一項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告

二 清算人会設置法人 第二百二十八条第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告

三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第二百二十七条第一項の貸借対照表及び事務報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定時社員総会又は定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時社員総会又は定時評議員会に報告しなければならない。

(貸借対照表等の提出命令)

第百三十一条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第二百二十七条第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(適用除外)

第百三十二条 第二章第四節第三款(第百二十三条第四項、第百二十八条第三項、第百二十九条及び第百三十条を除き、第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定は、清算法人については、適用しない。

第百三十三条 清算法人は、第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間中は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申し出ないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第百三十四条 清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算法人は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができ。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第百三十五条 清算法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算法人は、同項の鑑定人の評価に従ひ同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(基金の返還の制限)

第百三十六条 基金の返還に係る債務の弁済は、その余の清算一般財団法人の債務の弁済がされた後でなければ、することができない。

(債務の弁済前における残余財産の引渡し制限)

第百三十七条 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済した後でなければ、その財産の引渡し

をすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてはその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除外)

第百三十八条 清算法人の債権者(知れている債権者を除く。)であつて第百三十三条第一項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがされていがない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

第五節 残余財産の帰属

第百三十九条 残余財産の帰属は、定款で定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定めらなるときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によつて定める。

3 前二項の規定により帰属が定められない残余財産は、国庫に帰属する。

第六節 清算事務の終了等

(清算事務の終了等)

第百四十条 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人の承認を受けなければならない。

3 清算人は、決算報告(前項の規定の適用がある場合)にあつては、同項の承認を受けたものを社員総会又は評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があつたときは、この限りでない。

(帳簿資料の保存)

第百四十一条 清算人(清算人会設置法人にあつては、第百二十条第七項各号に掲げる清算人)は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料(以下この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4 第二項の規定による選任の手續に関する費用は、清算法人の負担とする。

第五章 合併

第一節 通則

(合併契約の締結)

第百四十二条 一般財団法人又は一般財団法人は、他の一般財団法人又は一般財団法人と合併をすることができる。この場合においては、合併をする法人は、合併契約を締結しなければならない。

(合併の制限)

第百四十三条 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する一般財団法人若しくは一般財団法人又は合併により設立する一般財団法人若しくは一般財団法人は、それぞれ当該各号に定める種類の法人でなければならない。

一 合併をする法人が一般財団法人のみである場合 一般財団法人

二 合併をする法人が一般財団法人のみである場合 一般財団法人

2 前項各号に掲げる場合以外の場合において、合併をする一般財団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、一般財団法人でなければならない。

第二節 吸収合併

第一款 吸収合併契約等

(吸収合併契約)

第百四十四条 一般財団法人又は一般財団法人が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する一般財団法人又は一般財団法人(以下「吸収合併存続法人」という。)及び吸収合併により消滅する一般財団法人又は一般財団法人(以下「吸収合併消滅法人」という。)の名称及び住所

二 吸収合併がその効力を生ずる日(以下この節において「効力発生日」という。)

(吸収合併の効力の発生等)

第百四十五条 吸収合併存続法人は、効力発生日に、吸収合併消滅法人の権利義務を承継する。

2 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

2 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

2 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

2 吸収合併消滅法人の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 前二項の規定は、第二百四十八条若しくは第二百五十二条の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第二款 吸収合併消滅法人の手続
(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百四十六条 吸収合併消滅法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日という。

一 一般社団法人である吸収合併消滅法人にあつては、次条の社員総会の日(二週間前)の日(第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)。

二 一般財団法人である吸収合併消滅法人にあつては、次条の評議員会の日(二週間前)の日(第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)。

三 第二百四十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日(いずれか早い日)。

3 吸収合併消滅法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併消滅法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約の承認)

第二百四十七条 吸収合併消滅法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議

によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第二百四十八条 吸収合併消滅法人の債権者は、吸収合併消滅法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併存続法人の名称及び住所

三 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の計算書類(第二百三十三条第二項(第九十九条)において準用する場合を含む。)に規定する計算書類をいう。以下同じ。)に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一条第一項の規定による定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併しても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

第二百四十九条 吸収合併消滅法人は、吸収合併存続法人との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前

の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、第二百四十五条及びこの款の規定を適用する。

第三款 吸収合併存続法人の手続
(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十条 吸収合併存続法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日という。

一 一般社団法人である吸収合併存続法人にあつては、次条第一項の社員総会の日(二週間前)の日(第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)。

二 一般財団法人である吸収合併存続法人にあつては、次条の評議員会の日(二週間前)の日(第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)。

三 第二百五十二条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日(いずれか早い日)。

3 吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併存続法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約の承認)

第二百五十一条 吸収合併存続法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議

によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第二百五十二条 吸収合併存続法人の債権者は、吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の資産の額として法務省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の社員総会又は評議員会において、その旨を説明しなければならない。

(債権者の異議)

第二百五十三条 吸収合併存続法人は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続法人が承継した吸収合併消滅法人の権利義務その他吸収合併に関する事項として法務省令で定

によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第二百五十二条 吸収合併存続法人の債権者は、吸収合併存続法人の債権者は、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅法人の名称及び住所

三 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の計算書類(第二百三十三条第二項(第九十九条)において準用する場合を含む。)に規定する計算書類をいう。以下同じ。)に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一条第一項の規定による定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併しても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

第二百五十三条 吸収合併存続法人は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続法人が承継した吸収合併消滅法人の権利義務その他吸収合併に関する事項として法務省令で定

める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続法人は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併存続法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記載された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第三節 新設合併

第一款 新設合併契約等

第二百五十四条 二以上の一般社団法人又は一般財団法人が新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する一般社団法人又は一般財団法人（以下「新設合併消滅法人」という。）の名称及び住所

二 新設合併により設立する一般社団法人又は一般財団法人（以下「新設合併設立法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立法人の定款で定める事項

四 新設合併設立法人の設立に際して理事となる者の氏名

五 新設合併設立法人が会計監査人設置一般社団法人又は会計監査人設置一般財団法人であるときは、その設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

六 新設合併設立法人が監事設置一般社団法人であるときは、設立時監事の氏名

七 新設合併設立法人が一般財団法人であるときは、設立時評議員及び設立時監事の氏名

（新設合併の効力の発生）

第二百五十五条 新設合併設立法人は、その成立の日、新設合併消滅法人の権利義務を承継する。

第二款 新設合併消滅法人の手続

（新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百五十六条 新設合併消滅法人は、新設合併契約備置開始日から新設合併設立法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「新設合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 一般社団法人である新設合併消滅法人にあつては、次条の社員総会の日（二週間前の日）（第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）

二 一般財団法人である新設合併消滅法人にあつては、次条の評議員会の日（二週間前の日）（第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）

三 第二百五十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日（いずれか早い日）

3 新設合併消滅法人の社員、評議員及び債権者は、新設合併消滅法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記載された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（新設合併契約の承認）

第二百五十七条 新設合併消滅法人は、社員総会又は評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

（債権者の異議）

第二百五十八条 新設合併消滅法人の債権者は、新設合併消滅法人に対し、新設合併について異議を述べることができる。

2 新設合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の名称及び住所

三 新設合併消滅法人の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一条第一項の規定による定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

第三款 新設合併設立法人の手続

（設立の特則）

第二百五十九条 第二章第一節（第十一条（第一項第四号を除く。）、第十二条、第十四条、第十六条、第四款及び第五款を除く。）の規定は、一般社団法人である新設合併設立法人の設立については、適用しない。

2 第三章第一節（第一百五十三条第一項第一号から第三号まで及び第八号から第十号まで並びに第三項、第五百四十四条、第五百五十六条、第六十条、第五款並びに第六十三条を除く。）の規定は、一般財団法人である新設合併設立法人の設立については、適用しない。

3 新設合併設立法人の定款は、新設合併消滅法人が作成する。

第二百六十条 新設合併設立法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立法人が承継した新設合併消滅法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立法人は、その成立の日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 新設合併設立法人の社員、評議員及び債権者は、新設合併設立法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記載された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて新設合併設立法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六章 雑則

第一節 解散命令

第二百六十一条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため一般社団法人等の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、一般社団法人等の解散を命ずることができる。

一 一般社団法人等の設立が不法な目的に基づいてされたとき。

二 一般社団法人等が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。

三 業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人等の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人等の業務を執行したその他の理事をいう。）が、法令若しくは定款で定める一般社団法人等の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れ

る行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき、社員、評議員、債権者その他の利害関係人が前項の申立てをしたときは、裁判所は、一般社団法人等の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

3 一般社団法人等は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。

4 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

（一般社団法人等の財産に関する保全処分）
第二百六十二条 裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、一般社団法人等の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（次項において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

3 裁判所は、法務大臣若しくは社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、前項の管理人を選任することができる。

4 裁判所は、第二項の管理人を選任した場合には、一般社団法人等が当該管理人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

5 第二項の管理人は、裁判所が監督する。

6 裁判所は、第二項の管理人に対し、一般社団法人等の財産の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

7 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第二項の管理人について準用する。この場合において、同法第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条中「委任者」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

（官庁等の法務大臣に対する通知義務）
第二百六十三条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第二百六十一条第一項の

申立て又は同項第三号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

第二節 訴訟

第一款 一般社団法人等の組織に関する訴え

（一般社団法人等の組織に関する行為の無効の訴え）
第二百六十四条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

- 一 一般社団法人等の設立 一般社団法人等の成立の日から二年以内
- 二 一般社団法人等の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内
- 三 一般社団法人等の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六箇月以内

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

- 一 前項第一号に掲げる行為 設立する一般社団法人等の社員等（社員、評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下この款において同じ。）
- 二 前項第二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする一般社団法人等の社員等であつた者又は吸収合併存続法人の社員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかつた債権者
- 三 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする一般社団法人等の社員等であつた者又は新設合併設立法人の社員等、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかつた債権者

（社員総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）
第二百六十五条 社員総会又は評議員会（以下この款及び第三十五条第一項第一号において「社員総会等」という。）の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

2 社員総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

（社員総会等の決議の取消しの訴え）
第二百六十六条 次に掲げる場合には、社員等は、社員総会等の決議の日から三箇月以内に、

訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより社員等（第七十五条第一項（第七十七条及び第二百十條第四項において準用する場合を含む。）又は第七十七条第一項の規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。

一 社員総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不正なとき。

二 社員総会等の決議の内容が定款に違反するるとき。

三 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員が議決権を行使したことによつて、著しく不当な決議がされたとき。

2 前項の訴えの提起があつた場合において、社員総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときは、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

（一般社団法人等の設立の取消しの訴え）
第二百六十七条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、一般社団法人等の成立の日から二年以内に、訴えをもって一般社団法人等の設立の取消しを請求することができる。

- 一 社員又は設立者が民法その他の法律の規定により設立に係る意思表示を取り消すことができるとき 当該社員又は設立者
- 二 設立者がその債権者を害することを知つて一般財団法人を設立したとき 当該債権者

（一般社団法人等の解散の訴え）
第二百六十八条 次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員又は評議員は、訴えをもって一般社団法人等の解散を請求することができる。

- 一 一般社団法人等が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該一般社団法人等に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- 二 一般社団法人等の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該一般社団法人等の存立を危うくするとき。

（被告）
第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「一般社団法人等の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

一 一般社団法人等の設立の無効の訴え 設立する一般社団法人等

二 一般社団法人等の吸収合併の無効の訴え 吸収合併存続法人

三 一般社団法人等の新設合併の無効の訴え 新設合併設立法人

四 社員総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え 当該一般社団法人等

五 社員総会等の決議の取消しの訴え 当該一般社団法人等

六 第二百六十七条第一号の規定による一般社団法人等の設立の取消しの訴え 当該一般社団法人等

七 第二百六十七条第二号の規定による一般財団法人の設立の取消しの訴え 当該一般財団法人及び同号の設立者

八 一般社団法人等の解散の訴え 当該一般社団法人等

（訴えの管轄）
第二百七十條 一般社団法人等の組織に関する訴えは、被告となる一般社団法人等の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（担保提供命令）
第二百七十一条 一般社団法人等の組織に関する訴えであつて、社員が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該社員が理事、監事又は清算人であるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、一般社団法人等の組織に関する訴えであつて、債権者が提起することができるものについて準用する。

3 被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（弁論等の必要的併合）
第二百七十二條 同一の請求を目的とする一般社団法人等の組織に関する訴えに係る二以上の訴

訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

第二百七十三条 一般社団法人等の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

(無効又は取消しの判決の効力)

第二百七十四条 一般社団法人等の組織に関する訴え(第二百六十九条第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる訴えに限る。)に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為(当該行為によつて一般社団法人等が設立された場合にあつては、当該設立を含む。)は、将来に向かつてその効力を失う。

(合併の無効判決の効力)

第二百七十五条 次の各号に掲げる行為の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした一般社団法人等は、当該行為の効力が生じた日後に当該各号に定める一般社団法人等が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

一 一般社団法人等の吸収合併 吸収合併存続法人
二 一般社団法人等の新設合併 新設合併設立法人

2 前項に規定する場合には、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日後に当該各号に定める一般社団法人等が取得した財産は、当該行為をした一般社団法人等の共有に属する。

3 前二項に規定する場合には、各一般社団法人等の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各一般社団法人等の協議によつて定める。

4 各一般社団法人等の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各一般社団法人等の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各一般社団法人等の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。

(設立の無効又は取消しの判決の効力)

第二百七十六条 一般社団法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効又は取消しの原因が一部の社員のみにあるときは、他の社員の全員の同意によつて、当該一般社団法人を継続す

ることができる。この場合においては、当該原因がある社員は、退社したものとみなす。

2 前項前段の規定は、一般社団法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「社員」とあるのは、「設立者」と読み替へるものとする。

(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)

第二百七十七条 一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

第二款 一般社団法人における責任追及の訴え

(責任追及の訴え)

第二百七十八条 社員は、一般社団法人に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、設立時社員、設立時理事、役員等(第百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。)又は清算人の責任を追及する訴え(以下この款において「責任追及の訴え」という。)の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該一般社団法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 一般社団法人が前項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、一般社団法人のために、責任追及の訴えを提起することができる。

3 一般社団法人は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした社員又は同項の設立時社員、設立時理事、役員等若しくは清算人から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により一般社団法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の社員は、一般社団法人のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

5 第二項又は前項の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

6 社員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

7 被告が前項の申立てをするには、責任追及の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

(訴えの管轄)

第二百七十九条 責任追及の訴えは、一般社団法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(訴訟参加)

第二百八十条 社員又は一般社団法人は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

2 監事設置一般社団法人が、理事及び清算人並びにこれらの者であつた者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)の同意を得なければならない。

3 社員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、一般社団法人に対し、訴訟告知をしなければならない。

4 一般社団法人は、責任追及の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を社員に通知しなければならない。

(和解)

第二百八十条の二 監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)の同意を得なければならない。

第二百八十一条 民事訴訟法第二百六十七条の規定は、一般社団法人が責任追及の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該一般社団法人の承認がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、一般社団法人に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に

異議を述べべき旨を催告しなければならない。

3 一般社団法人が前項の期間内に書面により異議を述べなかつたときは、同項の規定による通知の内容で社員が和解することを承認したものとみなす。

4 第二十五条、第百十二条(第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。)、及び第百四十一条第五項(同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。)の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。(費用等の請求)

第二百八十二条 責任追及の訴えを提起した社員が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用(訴訟費用を除く。)を支出したとき又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

2 責任追及の訴えを提起した社員が敗訴した場合であっても、悪意があつたときを除き、当該社員は、当該一般社団法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する義務を負わない。

3 前二項の規定は、第二百八十条第一項の規定により同項の訴訟に参加した社員について準用する。

(再審の訴え)

第二百八十三条 責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及の訴えに係る訴訟の目的である一般社団法人の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、一般社団法人又は社員は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

2 前条の規定は、前項の再審の訴えについて準用する。

第三款 一般社団法人等の役員等の解任の訴え

(一般社団法人等の役員等の解任の訴え)

第二百八十四条 理事、監事又は評議員(以下この款において「役員等」という。)の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が社員総会又は評

議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該社員総会又は評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該役員等の解任を請求することができる。

一 総社員（当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員（当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。）

二 評議員

第二百八十五条 前条の訴え（次条及び第三百十五条第一項第一号二において「一般社団法人等の役員等の解任の訴え」という。）については、当該一般社団法人等及び前条の役員等を被告とする。

（訴えの管轄）

第二百八十六条 一般社団法人等の役員等の解任の訴えは、当該一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

第三節 非訟

第一款 総則

（非訟事件の管轄）

第二百八十七条 この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 第二百七十五条第四項の申立てに係る事件は、同条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えの第一審の受訴裁判所の管轄に属する。

（疎明）

第二百八十八条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

（陳述の聴取）

第二百八十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により一般社団法人等が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該一般社団法人等

二 第七十五条第二項（第七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第九十七条において準用する場合を含む。）若しくは第九十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、第二百十條第四項において準用する第七十五条第二項若しくは第二百四十四條第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第二百六十二条第二項の管理人の報酬の額の決定 当該一般社団法人等（報酬を受ける者が監事を置く一般社団法人等を代表する者である場合において、他に当該一般社団法人等を代表する者が存しないときは、監事）及び報酬を受ける者

三 第三百七十七條第七項の規定による裁判 当該一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員）及び現物拠出財産を給付する者

四 清算人の解任についての裁判 当該清算人

五 第二百六十一条第一項の規定による裁判 当該一般社団法人等

六 第二百七十五條第四項の申立てについての裁判 同項に規定する行為をした一般社団法人等

（理由の付記）

第二百九十条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 前条第二号に掲げる裁判

二 第二百九十三条各号に掲げる裁判（即時抗告）

第二百九十一条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができない。

一 第二百六十二条第一項の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第二百八十九條各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）

第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第二百八十九條第二号から第四号までに掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

（不服申立ての制限）

第二百九十三条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 第二百八十九條第二号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務の鑑定人又は第二百四十一条第二項の帳簿資料の保存をする者の選任又は選定の裁判

二 第二百六十二条第二項の管理人の選任又は解任についての裁判

三 第二百六十二条第六項の規定による裁判

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第二百八十九條第一号に掲げる裁判を除く。）

（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十條及び第五十七條第二項第二号の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第二百九十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二款 解散命令の手続に關する特則（法務大臣の関与）

第二百九十六条 裁判所は、第二百六十一条第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。

2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができる。

3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第二百九十一条第二号に定める者のほか、法務大臣も、即時抗告をすることができる。

（一般社団法人等の財産に關する保全処分についての特則）

第二百九十七条 裁判所が第二百六十二条第一項の保全処分をした場合には、非訟事件の手続の費用は、一般社団法人等の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、一般社団法人等の負担とする。

第二百九十八條 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二百六十二条第六項の報告又は計算に關する資料の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、第一項の資料のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に關しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 法務大臣は、裁判所書記官に対し、第一項の資料の閲覧を請求することができる。

5 民事訴訟法第九十一条第一項の規定は、第一項の資料について準用する。

第四節 登記

第一款 総則

（登記の効力）

第二百九十九条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（登記の期間）

第三百條 この法律の規定により登記すべき事項のうち官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書の到達した日から起算する。

第二款 主たる事務所の所在地における登記

（一般社団法人の設立の登記）

第三百一条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一 第二十条第一項の規定による調査が終了した日

二 設立時社員が定めたる日

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四 一般社団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

四の二 第四十七条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

五 理事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 理事会設置一般社団法人であるときは、その旨

八 監事設置一般社団法人であるときは、その旨及び監事の氏名

九 会計監査人設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

十 第七十五条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

十一 第一百十四条第一項の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

十二 第一百五十五条第一項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十三 第二百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

十四 公告方法

十五 前号の公告方法が電子公告(第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下この号及び次条第二項第十三号において同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

口 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(二 一般社団法人の設立の登記)

第三百二条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行ななければならない。

一 第六十一条第一項の規定による調査が終了した日

二 設立者が定めたる日

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四 一般社団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 評議員、理事及び監事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 会計監査人設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

八 第七十七条において準用する第七十五条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

九 第九十八条において準用する第一百十四条第一項の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

十 第九十九条において準用する第一百五十五条第一項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十一 第九十九条において準用する第二百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

十二 公告方法

十三 前号の公告方法が電子公告であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

口 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

第三百三条 一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に

変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第三百四条 一般社団法人等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならない。

一 一般社団法人 第三百一条第二項各号に掲げる事項

二 一般財団法人 第三百二条第二項各号に掲げる事項

2 新所在地における登記においては、一般社団法人等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第三百五条 一般社団法人等の理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(吸収合併の登記)

第三百六条 一般社団法人等が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅法人については解散の登記をし、吸収合併存続法人については変更の登記をしなければならない。

2 吸収合併による変更の登記においては、吸収合併をした旨並びに吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならない。

(新設合併の登記)

第三百七条 二以上の一般社団法人等が新設合併をするときは、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅法人については解散の登記をし、新設合併設立法人については設立の登記をしなければならない。

一 第二百五十七条の社員総会又は評議員会の決議の日

二 第二百五十八条の規定による手続が終了した日

三 新設合併消滅法人が合意により定めたる日

2 新設合併による設立の登記においては、新設合併をした旨並びに新設合併消滅法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならない。

(解散の登記)

第三百八条 第四百四十八条第一号から第四号まで又は第二百二条第一号から第三号まで、第二項若しくは第三項の規定により一般社団法人等が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

2 解散の登記においては、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記しなければならない。

(継続の登記)

第三百九条 第五百五条、第二百四十二条又は第二百七十六条の規定により一般社団法人等が継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(清算人等の登記)

第三百十条 第二百九条第一項第一号に掲げる者が清算人となつたときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名

二 代表清算人の氏名及び住所

三 清算人が清算人会を置くときは、その旨

四 清算一般財団法人が監事を置くときは、その旨

2 清算人が選任されたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 第三百三条の規定は前二項の規定による登記について、第三百五条の規定は清算人又は代表清算人について、それぞれ準用する。

(清算終了の登記)

第三百十一条 清算が終了したときは、清算法人は、第二百四十二条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第三款 削除

第三百十二条から第三百十四条まで 削除

第四款 登記の嘱託

第三百十五条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

第三百三十一條第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

一 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。

イ 一般社団法人等の設立の無効又は取消しの訴え

ロ 社員総会等の決議した事項についての登記があった場合における次に掲げる訴え

（1） 社員総会等の決議が存在しないこと又は社員総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え

（2） 社員総会等の決議の取消しの訴え

ハ 一般社団法人等の解散の訴え

ニ 一般社団法人等の役員等の解任の訴え

二 次に掲げる裁判があったとき。

イ 第七十五条第二項（第七十七条において準用する場合を含む）、第七十九条第二項（第九十七条において準用する場合を含む。）又は第七十五条第二項の規定による一時理事、監事、代表理事又は評議員の職務を行うべき者の選任の裁判

ロ 第二百十條第四項において準用する第七十五条第二項又は第七十九条第二項において準用する第七十九条第二項の規定による一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者の選任の裁判

ハ イ又はロに掲げる裁判を取り消す裁判

ニ 清算人又は代表清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判

ホ 清算人の解任の裁判

三 次に掲げる裁判が確定したとき。

イ 前号ホに掲げる裁判を取り消す裁判

ロ 第二百六十一條第一項の規定による一般社団法人等の解散を命ずる裁判

二 次の各号に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一 一般社団法人等の吸収合併の無効の訴え

二 吸収合併消滅法人についての回復の登記

三 一般社団法人等の新設合併の無効の訴え

四 新設合併設立法人についての解散の登記及び新設合併消滅法人についての回復の登記

（登記簿）

第三百十六條 登記所に、一般社団法人登記簿及び一般財団法人登記簿を備える。

（添付書面の通則）

第三百十七條 登記すべき事項につき社員全員の同意又はある理事若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

二 登記すべき事項につき社員総会、評議員会、理事会又は清算人の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

三 登記すべき事項につき第五十八條第一項、第九十六條（第九十七条及び第二百一十一條第五項において準用する場合を含む。）又は第九十四條第一項の規定により社員総会、理事会、清算人会又は評議員会の決議があったものとみなされる場合には、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

（一般社団法人の設立の登記の申請）

第三百十八條 一般社団法人の設立の登記は、当該一般社団法人を代表すべき者の申請によつてする。

二 一般社団法人の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 定款

二 設立時理事が設立時代理事を選定したときは、これに関する書面

三 設立時理事、設立時監事及び設立時代理事が就任を承諾したことを証する書面

四 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ 設立時会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

（一般財団法人の設立の登記の申請）

第三百十九條 一般財団法人の設立の登記は、当該一般財団法人を代表すべき者の申請によつてする。

二 一般財団法人の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 定款

二 財産の抛出の履行があったことを証する書面

三 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する書面

四 設立時代理事の選定に関する書面

五 設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代理事が就任を承諾したことを証する書面

六 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 設立時会計監査人の選任に関する書面

ロ 就任を承諾したことを証する書面

ハ 設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ニ 設立時会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

（理事等の変更の登記の申請）

第三百二十條 理事、監事又は代表理事の就任による変更の登記の申請書には、前項の登記の申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

二 評議員の就任による変更の登記の申請書には、その選任に関する書面及び就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

三 会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 就任を承諾したことを証する書面

二 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

三 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

四 会計監査人が法人であるときは、その名称の変更の登記の申請書には、前項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 第一項から第三項までに規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

（一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記の申請）

第三百二十一條 第七十五条第四項（第七十七条において準用する場合を含む。）の一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その選任に関する書面

二 就任を承諾したことを証する書面

三 その者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、前条第三項第二号ただし書に規定する場合を除く。

四 その者が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

五 前条第四項及び第五項の規定は、一時会計監査人の職務を行うべき者の登記について準用する。

（吸収合併による変更の登記の申請）

第三百二十二條 吸収合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 第二百五十二條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほかに第三十三條第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 吸収合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。

四 第二百四十七條の規定による吸収合併契約の承認があったことを証する書面

五 吸収合併消滅法人において第二百四十八條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほかに第三十三條第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の

（吸収合併による変更の登記の申請）

第三百二十三條 吸収合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 第二百五十二條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほかに第三十三條第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 吸収合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。

四 第二百四十七條の規定による吸収合併契約の承認があったことを証する書面

五 吸収合併消滅法人において第二百四十八條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほかに第三十三條第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の

（吸収合併による変更の登記の申請）

第三百二十四條 吸収合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 第二百五十二條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほかに第三十三條第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 吸収合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。

四 第二百四十七條の規定による吸収合併契約の承認があったことを証する書面

五 吸収合併消滅法人において第二百四十八條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほかに第三十三條第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の

（登記簿）

第三百十六條 登記所に、一般社団法人登記簿及び一般財団法人登記簿を備える。

（添付書面の通則）

第三百十七條 登記すべき事項につき社員全員の同意又はある理事若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

二 登記すべき事項につき社員総会、評議員会、理事会又は清算人の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

三 登記すべき事項につき第五十八條第一項、第九十六條（第九十七条及び第二百一十一條第五項において準用する場合を含む。）又は第九十四條第一項の規定により社員総会、理事会、清算人会又は評議員会の決議があったものとみなされる場合には、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

（一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記の申請）

第三百二十一條 第七十五条第四項（第七十七条において準用する場合を含む。）の一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その選任に関する書面

二 就任を承諾したことを証する書面

三 その者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、前条第三項第二号ただし書に規定する場合を除く。

四 その者が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

五 前条第四項及び第五項の規定は、一時会計監査人の職務を行うべき者の登記について準用する。

（吸収合併による変更の登記の申請）

第三百二十二條 吸収合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 第二百五十二條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほかに第三十三條第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 吸収合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。

四 第二百四十七條の規定による吸収合併契約の承認があったことを証する書面

五 吸収合併消滅法人において第二百四十八條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほかに第三十三條第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の

担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面（新設合併による設立の登記の申請）

第三百二十三條 新設合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 定款

三 第三百十八條第二項第二号から第四号まで又は第三百十九條第二項第四号、第五号及び第六号（イを除く。）に掲げる書面

四 新設合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。

五 第二百五十七條の規定による新設合併契約の承認があったことを証する書面

六 新設合併消滅法人において第二百五十八條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十一條第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第三百二十四條 定款で定めた解散の事由又は第二百二條第一項第三号、第二項若しくは第三項に規定する事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

2 代表清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添付しなければならない。ただし、当該代表清算人が第二百九條第一項第一号の規定により清算人となつたもの（第二百十四條第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により代表清算人となつたもの）であるときは、この限りでない。

第三百二十五條 一般社団法人等の設立の無効又は取消の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、第二百七十六條第一項

（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により一般社団法人等を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本又はその判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものと及び第二百七十六條第一項の同意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（清算人の登記の申請）

第三百二十六條 清算人の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

2 第二百九條第一項第二号又は第三号に掲げる者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 裁判所が選任した者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、その選任及び第三百十條第一項第二号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

（清算人に関する変更の登記の申請）

第三百二十七條 裁判所が選任した清算人に関する第三百十條第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 清算人の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第三百二十八條 清算終了の登記の申請書には、第二百四十條第三項の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第三百二十九條 削除

（商業登記法の準用）

第三百三十條 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七條から第十五条まで（第十二條第一項第二号及び第五号を除く。）、第十七條から第十九條の三まで、第二十一條から第二十七條まで、第三十三條、第五十一條、第五十二條、第七十二條、第八十二條、第八十三條、第九十三條から第九十八條まで及び第九十九條から第一百四十八條までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七條及び第三十三條第一項中「本店」とある部分を除く。）中「商号」

とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四條第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七條及び第三十三條第一項中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同法第二十七條並びに第三十三條第一項第四号及び第二項中「営業所」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第一項第四号中「営業所」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二條中「会社法第四百七十二條第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四百九十九條第一項本文又は第二百三十三條第一項本文」と、同法第四百六十六條の二中「商業登記法」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百五十五條」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十條において準用する商業登記法第四百五十五條」と読み替へるものとする。

第五節 公告

第三百三十一條 一般社団法人等は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるもの）をとる方法

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として法務省令で定める方法

2 一般社団法人等が前項第三号に掲げる方法で公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

（電子公告の公告期間）

第三百三十二條 一般社団法人等が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 第二百八十八條第一項の規定による公告 同項の定時社員総会の終結の日後五年を経過する日

二 第九十九條において準用する第二百二十八條第一項の規定による公告 同項の定時評議員会の終結の日後五年を経過する日

三 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日

四 第二百四十九條第二項の規定による公告 同項の変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）（電子公告の中断及び電子公告調査機関に関する会社法の規定の準用）

第三百三十三條 一般社団法人等が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十條第三項、第九百四十一條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一條第二項、第九百五十三條及び第九百五十五條の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十條第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十二條の規定にかかわらず、同条の」と、同法第九百四十一條中「この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十條第一項）」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又は他の法律の規定による公告（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十八條第一項（同法第九十九條において準用する場合を含む。）」と、同法第九百四十六條第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替へるものとする。

第七章 罰則

第七條 罰則

第三百三十四條 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は一般社団法人等に損害を加ふる目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加へたとき

（理事等の特別背任罪）

「商業登記法第四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第四十五条」とを加える部分に限る。)、第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」と)の下に「同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第九十二条において準用する商業登記法(次号に掲げる部分を除く。)、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人」となつたもの」と)の下に「同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第四十五条」と)を加える部分に限る。)、第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第九十三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。)、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第二条中技術研究組合第六十六条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十三条第三項の規定、第九十七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。)、第九十八条の規定、第七十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。)、並びに第

百十二条の規定、公布の日から起算して一年三ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日第三十一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(「並びに第三十二条」を「第三十二条から第三十七七条まで並びに第三十九条」に改める部分に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四十二条の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。)、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。))並びに同法第九十五条、第一百一条、第一百八条及び第一百三十八条の改正規定、第九十九条中社債、株式等の振替に関する法律第五十一条第二項第一号の改正規定、同法第五十五条第一項の改正規定(「以下この条」の下に「及び第五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百二十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十條第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(「従たる事務所の所在地における登記」第三百十二条―第三百四十四条)を「削除」に改める部分に限る。)、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百五十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定(「第四十九條から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第三百三十一条」を「、第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三

十九條」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」と)を削る部分に限る。))並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第四十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(「第三項を除く。)、第十八條」を削る部分に限る。)、第十八條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二條及び第二十三條の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、及び「読み替える」を削る部分及び「読み替える」を削る部分及び「読み替える」を削る部分)、「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四十五条」とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。)、同法第九十条の四、第一百一条の二十第一項、第二百二条第一項及び第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を削る部分)、「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法第四十五条」と読み替える。))並びに同法第四十五条第一項及び第四十六条の改正規定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定(「第二十三條の二まで、」を「第十九條の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十条第一項の改正規定(「第三百五條第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加

える部分を除く。)、同法第六十四条第四項の改正規定、同法第六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第七十七條の改正規定(「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と)を削り、「第七十五條」と)の下に「同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第七十七條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條において準用する商業登記法第四十五条」と)を加える部分を除く。))及び同法第二百四十九條第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定(「第四十八條の八」を「第四十八條の十三」に改める部分に限る。)、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八條の八の次に五條を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四條から第七十六條まで及び第七十七條第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十七條の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八條から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四條第二項及び第二十二條第五項第三号の改正規定を除く。)、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定(「規定中」を「規定(同法第二百九十八條(第一項第三号及び第四号を除く。)、第三百一十一條第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百一十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百一十四條、第三百一十八條第四項、第三百二十五條の二並びに第三百二十五條の五第二項を除く。))中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九條第一項及び第三、二十五條の三第一項第五号を除く。))中「に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、」の下に「これらの規定

中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十八條第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百一十一條第四項、第三百一十二條第五項、第三百一十四條並びに第三百一十八條第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。」及び第四項中「を」第三号及び第四号を除く。）中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五條第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二條まで」とあるのは「次条及び第三百二條」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百一十一條第四項及び第三百一十二條第五項」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八條第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百一十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四條第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七條の改正規定（「第四十八條を」「第五十一條」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を」「登記」に、「第四百四十八條を」「第三百三十七條」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九條から第四百四十八條まで（「に改める部分及び「第四十八條から第五十三條までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七條第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四條第一項」と、同法第五十五條第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「保険業法第五十三條の十二條第四項」と、同法第四百四十六條の二中「商業登記法（とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七條において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「保険業法第六十七條において準用する商業登記法第四百四十五條」と、同法第四百四十八條中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四條第一項並びに第九十六條の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六條の十六第四項の改正規定（「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第六十九條の五第三項を削る改正規定、同法

第七十一條及び第八十三條第二項の改正規定、同法第二百十六條の改正規定（「第二十一條第一号及び第二十二條」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二條第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と）を加える部分を除く。）、並びに同法第三百三十三條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十二條第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定（「第二十七條」を「第十九條の三」に、「印鑑の提出」を「）、第二十一條から第二十七條まで（「に改める部分、同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七條第三項」との下に「、同法第四百四十六條の二中「商業登記法（とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第八十三條第一項において準用する商業登記法（と「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第八十三條第一項において準用する商業登記法（と「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第八十三條第一項において準用する商業登記法（と「商業登記法第四百四十五條」と）を加える部分を除く。）、及び同法第三十六條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十條中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定（「第三項を除く。）」を削る部分に限る。）、第五十一條、第五十三條及び第五十五條の規定、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定（「、同法第九百三十七條第一項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」と）を削る部分に限る。）、同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定（前号に

掲げる部分を除く。）、並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一條から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一條中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（同条第四号中「第五十一條の三」を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定（「第十七條（第三項ヲ除ク）」を「第十七條」に改める部分に限る。）、第八十一條中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一号を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百一條第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一号を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第九十條第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償法第七十一條から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一号を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第九十條第二項の改正規定並びに同法第九十二條第一項第二号の次に一号を加える改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十七條第三項の規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十七條第三項の改正規定及び同法第九十條第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（「、第四十八條」を「、第五十一條」に、「並びに第九百三十二條」を「、第九百三十二條から第九百三十七條まで並びに第九百三十九條」に改める部分及び「、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條

第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」とを削る部分に限る。）、第九十六條の規定（同条中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）、並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第九十四條の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八條の六」を加える部分を除く。）、第九百條の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第百十三條第一項第十三号の改正規定を除く。）、第九百二條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第九百五十九條第三項から第五項まで及び第六十條第一項の改正規定並びに同法第六十八條の改正規定（「第四十八條」を「、第五十一條」に、「並びに第九百三十二條」を「、第九百三十二條から第九百三十七條まで並びに第九百三十九條」に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第九百五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項、を削る部分に限る。）、第九百七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、並びに第九百一十一條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、会社法改正法附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日

附則（令和二年五月二九日法律第三三三號）抄
（施行期日）
 第一條 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年五月二五日法律第四八八號）抄
（施行期日）
 第一條 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第三條の規定並びに附則第六十條中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五號）第五十二條第二項の改正規定及び附則第二百二十五條の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）
 第二百二十四條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によること

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第五百五十一条第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十一条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条

の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日